

2023年12月21日

タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係る JFS 規格運用終了について

一般財団法人食品安全マネジメント協会

平素より一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下、JFSM という）の活動にご支援、ご協力賜り有難うございます。

さて、JFSM では、農林水産省からの依頼を受け、2019 年よりタイ保健省告示（2017 年 386 号）に基づいたタイ向け青果物の選別及び梱包施設に係る JFS 規格（以下、「タイ向け JFS 規格」という）の運用を行って参りましたが、この度、農林水産省と協議の上、JFSM はタイ向け JFS 規格の運用を終了し、農林水産省、都道府県、又は登録認定機関における認定の仕組みに移管されることを合意致しました。

記

1. スケジュール

2024 年 3 月 31 日をもって、運用を終了する。

この日をもって、新規登録の受付を終了し、発行済みの適合証明書は無効となる。

2. 規格取得組織様への JFSM による対応（登録料の扱いについて）

- ・ 運用を修了する 2024 年 3 月 31 日までは登録料の対象期間ではあり、登録料の納金が済んでいない場合は、3 月末までの月割りで取得組織に請求する。
- ・ 登録料の納金が済んでおり、4 月 1 日以降の分を支払い済みの場合は、月割りで返金する。
- ・ 規格取得組織様への返金は、監査会社様経由で行っていただく。その際に発生する振込手数料は、JFSM が負担する。

※方法は該当する監査会社と JFSM で個別相談とする。

3. 規格取得組織様への農林水産省による対応

- ・ 暫定処置として、農林水産省が認定したものとして 2024 年 4 月 1 日付で認定証を発行する。
- ・ 認定証の有効期限は、取得済みのタイ向け JFS 規格の有効期限に基づく。
- ・ 農林水産省の認定期間中は、農林水産省が 1 年ごとに書面による定期監査を行う。
- ・ 有効期間経過日以降も輸出を継続する場合には、農林水産省、都道府県または登録

認定機関による認定が必要。

※登録認定に関しては、農林水産省規制対策グループにお問い合わせください。

4. タイ向け JFS 規格を運用する監査会社への JFSM による対応

- ・ お支払いいただいた年間登録料のうち、2024 年 4 月以降分を、月割りで返金する。
振込手数料は、JFSM が負担する。

以上